

 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ黒石市実行委員会

第5回常任委員会



JAPAN GAMES

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会

日時：令和7年2月21日（金）午後1時30分

場所：黒石市役所わのまちセンター

1階 イベントホール

青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会
第5回常任委員会 次第

日時：令和7年2月21日（金）午後1時30分

場所：黒石市役所わのまちセンター

1階 イベントホール

1 開 会

2 あいさつ

青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会 会長 高 樋 憲

3 報 告

報告事項1 SAGA2024国スポ・全障スポ

唐津市開催競技に関する事業概要説明会・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

4 議 事

議案第1号 青の煌めきめきあおもり国スポ

黒石市市民運動アクションプラン（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案第2号 青の煌めきめきあおもり国スポ黒石市識別用品整備要項（案）・・・12

議案第3号 青の煌めきめきあおもり国スポ黒石市協賛取扱要項（案）・・・・14

議案第4号 青の煌めきめきあおもり国スポ黒石市大会弁当調達要項（案）・・・22

議案第5号 青の煌めきめきあおもり国スポ

黒石市弁当調製施設選定基準（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

議案第6号 青の煌めきめきあおもり国スポ

黒石市警備・消防防災実施要項（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

議案第7号 青の煌めきめきあおもり国スポ

黒石市遺失物・拾得物取扱要項（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

議案第8号 青の煌めきめきあおもり国スポ黒石市売店設置要項（案）・・・・42

5 その他

(1) 青の煌めきあおもり国スポ黒石市実施本部の設置について

(2) 青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会第5回総会について

6 閉 会

S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ
唐津市開催競技に関する事業概要説明会

- 1 日 時 令和6年12月23日(月)、24日(火)
- 2 会 場 唐津市役所(唐津市西城内1番1号)
唐津市役所大手口別館(唐津市南城内1番1号)
- 3 開催競技 13競技(正式競技6、公開競技1、デモンストレーションスポーツ3、全障スポ3)
- 4 後催県出席者 86人(滋賀県、青森県、宮崎県、長野県、島根県)
- 5 内 容

(1) 第1分科会(総務企画関係)

組織、実行委員会、庁内実施本部、予算、契約、識別用品、遺失物・拾得物、保険、お成り、宿泊、弁当、医事、衛生、輸送交通、警備 等

(2) 第2分科会(広報、市民運動、おもてなし関係)

広報活動・イベント、ホームページ、炬火イベント、啓発物品、協賛、ボランティア、学校観戦、ドリンクコーナー、売店 等

(3) 第7分科会(バドミントン競技関係)

◎S A G A 2 0 2 4 唐津市開催競技参加者数(抜粋)

競 技	日 程	会 場	選手・監督数	大会関係者数	観客数	合 計
バドミントン	令和6年10月 5日~8日	唐津市 文化体育館	764人	2,056人	8,376人	11,196人

◎S A G A 2 0 2 4 唐津市開催事業費(13競技)

【国スポ関係経費】

単位:千円

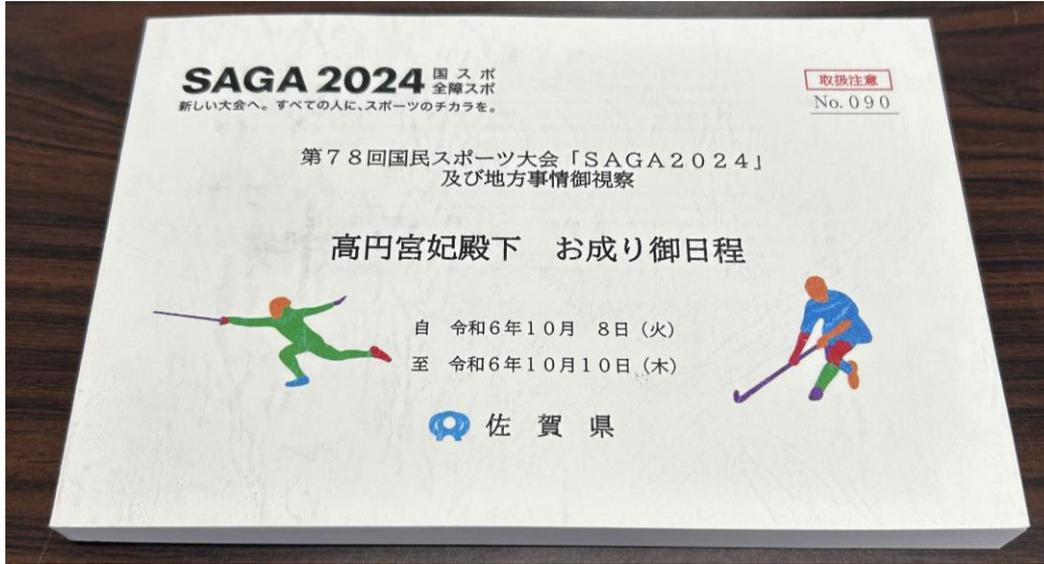
費用区分	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6(予算)	合計
施設整備費	66,113	216,694	1,050,253	795,117	711,355	130,831	329,233	106,743	3,406,339
大会運営経費	0	0	371	2,723	5,510	44,506	501,606	1,390,354	1,945,070
年 度 計	66,113	216,694	1,050,624	797,840	716,865	175,337	830,839	1,497,097	5,351,409

【大会運営経費内訳】

単位:千円

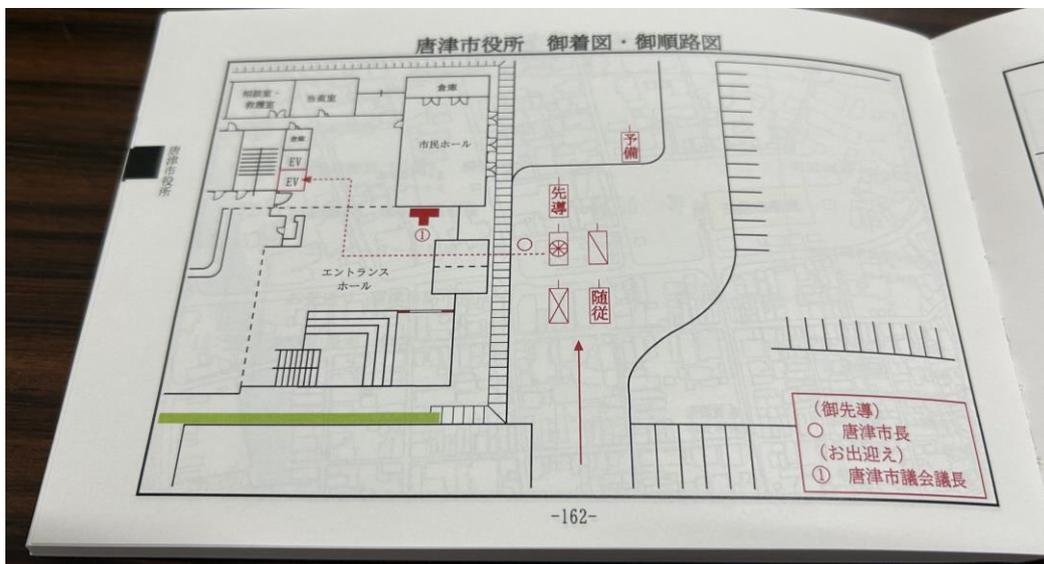
費用区分	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6(予算)	合計
実行委員会負担金	0	0	0	2,429	4,800	18,579	429,317	1,267,406	1,722,531
そ の 他	0	0	371	294	710	25,927	72,289	122,948	222,539
(参考:職員数)	0人	0人	3人	7人	7人	23人	39人	39人	

◎高円宮妃殿下 お成り御日程冊子（佐賀県作製）



唐津市役所 細目

御着時間 (所要時間)	細 目	備 考
時 分		
11:50	唐津市役所 御着	SAGAサンライズパーク体育館 (SAGAプラザ) 御発時刻 10時40分 所要時間 1時間10分 御 順 路 図 161頁 御 着 図 162頁 御 順 路 図 162-163頁 写真取材
	御 先 導 唐津市長 峰 達 郎 (自己紹介)	
(3)	お出迎え 唐津市議会議長 笹 山 茂 成 (自己紹介)	
	エレベーター御利用 (1階→3階) (定員15名) エレベーター御乗組表 高円宮妃殿下、宮務官、侍女長補、側衛官、県警察官、 御先導者、操作員 計7名 (施設内御利用時全て同じ)	※他の随従員等ほかの エレベーターを利用
11:53	市長応接室 (3階) 御着	



青の煌^{きら}めきあおもり国スポ

黒石市

市民運動アクションプラン (案)



青の煌^{きら}めきあおもり国スポ



翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会

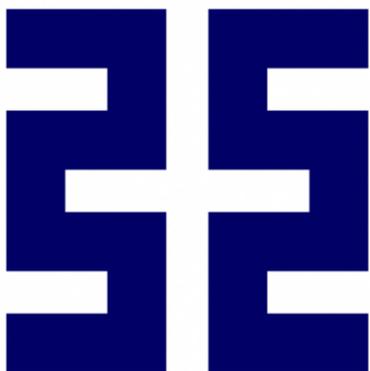
目 次

はじめに	・・・P1
1 地域の一体感が生まれる大会	
（1）ボランティアへの参加の促進	・・・P2
①ボランティアの募集	
②研修会等の実施	
（2）イベント等の開催	・・・P2
①カウントダウンイベントの開催	
②炬火イベントの開催	
（3）競技会場における観戦・応援の促進	・・・P3
①観戦促進	
②学校観戦	
③応援促進	
2 「一市民スポーツ」の推進を図る大会	
（1）大会開催の広報、競技体験等イベントの実施	・・・P4
①大会開催の広報	
②競技体験等イベントの実施	
3 心のこもったおもてなしで迎える大会	
（1）応援のぼり旗の作製	・・・P5
①学校への作製依頼	
②競技会場への装飾	
（2）おもてなし料理の提供	・・・P5
①協力団体等の募集	
②おもてなし料理のふるまい	
（3）環境美化活動の促進	・・・P6
①環境美化の促進	
②清掃活動の実施	
4 黒石市の多彩な魅力を全国に発信する大会	
（1）観光情報等の発信	・・・P7
①ホームページやSNS等を活用した情報発信	
②観光情報誌・パンフレット等の配布	

はじめに

第80回国民スポーツ大会「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ」
(以下「国スポ」という。)は、「青の煌めきあおもり国スポ
黒石市開催推進総合計画」に基づき、市民一人ひとりの挑戦か
ら生まれる活力を集結し、本市を訪れる全ての方々を温かくお
迎えするとともに、スポーツが持つ無限の可能性を発揮できる
大会を目標とします。

国スポの成功のため、市民・企業・団体などがそれぞれの立
場で積極的に参加し、地域一丸となって大会を盛り上げるため、
「青の煌めきあおもり国スポ黒石市市民運動基本計画」を具体
化する「青の煌めきあおもり国スポ黒石市市民運動アクション
プラン」を策定します。



**JAPAN
GAMES**

1 地域の一体感が生まれる大会

(1) ボランティアへの参加の促進

◆ 目的

円滑な大会運営を行うため、市民のボランティア活動への参加を促し、参加者のおもてなしの心を育むことで、全国から訪れる方々に対し本市のイメージアップを図ります。

◆ 主な取組・内容

- ① ボランティアの募集
市民や市内の企業、各種団体等を対象に、会場案内や環境美化等、様々分野で活動するボランティアを募集します。
- ② 研修会等の実施
参加者のおもてなしの心を養成するため、研修会等を実施します。

◆ スケジュール

	内 容	令和7年度	令和8年度
①	ボランティアの募集		
②	研修会等の実施		

(2) イベント等の開催

◆ 目的

市民の大会開催に対する興味関心を高めるとともに、開催機運の醸成を図るため、市民参加型のイベントを開催します。

◆ 主な取組・内容

- ① カウントダウンイベントの開催
大会開催に向けて機運の醸成を図るため、大会開催までの節目となる時期にカウントダウンイベントを開催します。
- ② 炬火イベントの開催
市民参加による、地域の特色を活かした炬火イベントを開催します。

◆ スケジュール

	内 容	令和7年度	令和8年度
①	カウントダウンイベントの開催		
②	炬火イベントの開催		

(3) 競技会場における観戦・応援の促進

◆ 目的

児童・生徒をはじめ、多くの市民の心に残る大会とするため、バドミントン競技の見どころ等の情報を広く発信するとともに、競技会場での観戦を促すことにより、スポーツへの関心を高めます。

◆ 主な取組・内容

① 観戦促進

広報くろいしや市ホームページ、SNS等を活用し、競技への関心を高め、市民や各種団体等の来場を促します。

② 学校観戦

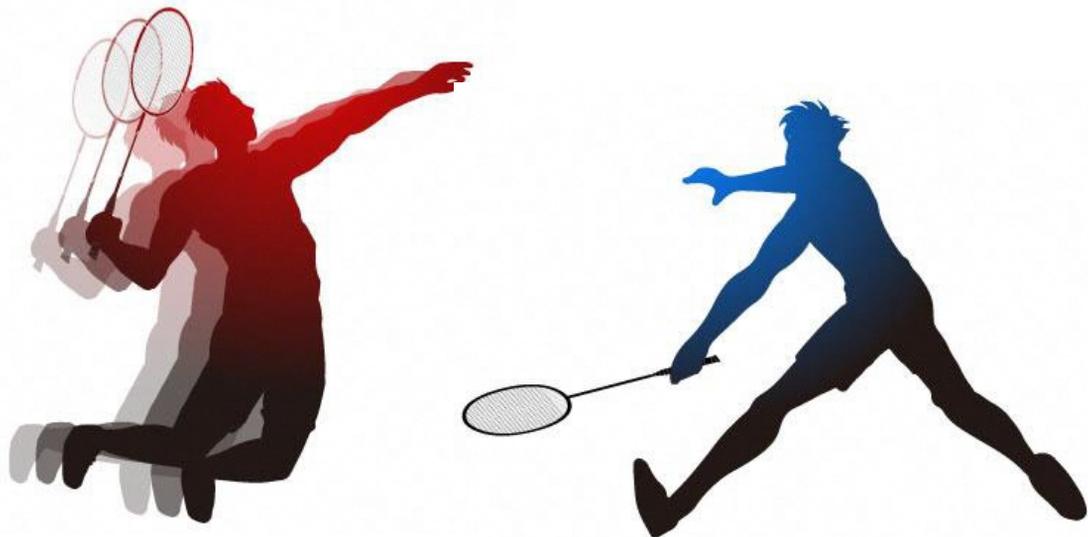
小中学校の児童・生徒が、競技会を観戦できるよう、観戦機会を創出します。

③ 応援促進

イメージソング「翔けろ未来へ」、「青の煌めきダンス」等の活用により大会を盛り上げます。

◆ スケジュール

内 容		令和7年度	令和8年度
①	観戦促進		
②	学校観戦		
③	応援促進		



2 「一市民スポーツ」の推進を図る大会

(1) 大会開催の広報、競技体験会等の実施

◆ 目的

バドミントン競技に対する興味・関心を高め、大会への機運醸成を図るため、PRブース出展などの広報活動や競技体験会等の開催を通じて国スポの魅力をもPRし、競技会場への参加促進に努めます。

◆ 主な取組・内容

- ① 大会開催の広報
市内で開催されているイベント等に、ブース出展など広報活動を行うことで機運の醸成を図ります。
- ② 競技体験等イベントの実施
バドミントン競技体験等のイベントを実施することで、機運の醸成を図ります。

◆ スケジュール

	内 容	令和7年度	令和8年度
①	大会開催の広報		
②	競技体験等イベントの実施		



3 心のこもったおもてなしで迎える大会

(1) 応援のぼり旗の作製

◆ 目的

全国から大会に参加する選手・監督等を激励するため、各都道府県の応援のぼり旗を作製します。

◆ 主な取組・内容

- ① 学校への作製依頼
全国から参加する選手・監督を激励するため、各都道府県の応援のぼり旗の作製を依頼します。
- ② 競技会場への装飾
競技会場に各都道府県の応援のぼり旗を設置、装飾します。

◆ スケジュール

	内 容	令和7年度	令和8年度
①	学校への作製依頼	リハ大会	国スポ
②	競技会場への装飾		国スポ

(2) おもてなし料理の提供

◆ 目的

全国から訪れる方々への温かいおもてなしと、本市の「食」をPRするため、競技会場において、団体等の協力を得て、地元の食材等を活用した料理を提供します。

◆ 主な取組・内容

- ① 協力団体等の募集
スポカルイン黒石において、おもてなし料理を担当する協力団体等を募集します。
- ② おもてなし料理の提供
協力団体等により、競技会場において、黒石市の食材等を使ったおもてなし料理を提供します。

◆ スケジュール

	内 容	令和7年度	令和8年度
①	協力団体等の募集	リハ大会	国スポ
②	おもてなし料理の提供		国スポ

(3) 環境美化活動の促進

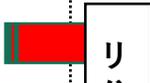
◆ 目的

大会参加者等が快適に過ごせる環境を整えるため、競技会場及びその周辺の環境美化に努めます。

◆ 主な取組・内容

- ① 環境美化の促進
スポカルイン黒石の利用者への意識啓発を行い、環境美化を促進します。
- ② 清掃活動の実施
市民や各種団体等の協力を得ながら、スポカルイン黒石周辺の清掃活動を行います。

◆ スケジュール

内 容		令和 7 年度	令和 8 年度
①	環境美化の促進		
②	清掃活動の実施		



4 黒石市の多彩な魅力を全国に発信する大会

(1) 観光情報等の発信

◆ **目的**

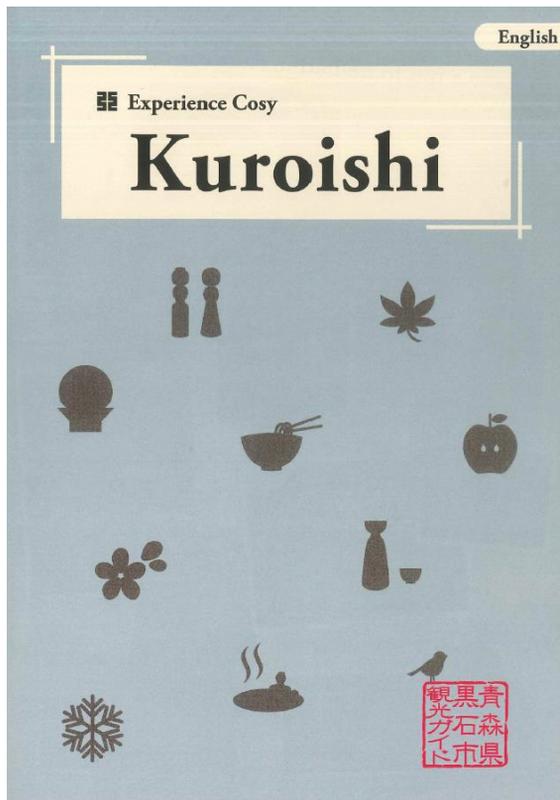
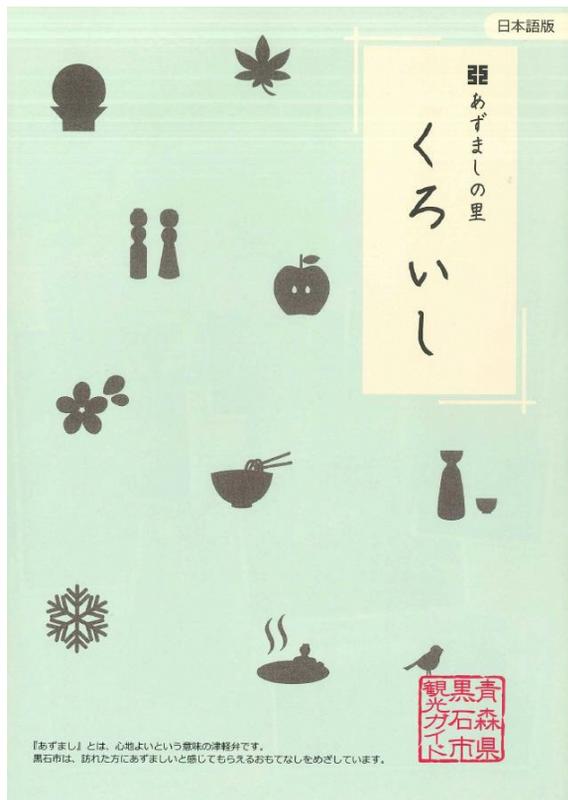
全国から訪れる方々に、自然、歴史、文化、食など本市の多彩な魅力を発信することで、イメージアップを図り、再来訪を促します。

◆ **主な取組・内容**

- ① 市ホームページやSNS等を活用した情報発信
市ホームページやSNS等を活用し、本市の観光情報や特産品等の情報発信を行います。
- ② 観光情報誌・パンフレット等の配布
全国から訪れる方々に本市の魅力を伝えるため、競技会場等において、観光情報誌やパンフレット等を配布する。

◆ **スケジュール**

	内 容	令和7年度	令和8年度
①	SNS等を利用した情報発信		
②	観光情報誌・パンフレット等の配布		



青の煌めきあおもり国スポ黒石市識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、黒石市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

- （1）ADカード（カードケースを含む）等
- （2）その他大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、原則として次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、配布物を限定することができるものとする。

- （1）大会役員
- （2）競技会役員
- （3）競技役員
- （4）競技補助員
- （5）競技会係員
- （6）競技会補助員
- （7）選手・監督、大会関係者
- （8）視察員、報道員
- （9）その他青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として識別用品を着用することとする。

5 競技団体等による整備

市実行委員会が必要と認める場合は、競技団体等が識別用品を整備することができる。

6 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として市実行委員会が指定するものとする。ただし、競技団体等が識別用品を整備する場合のデザインについては、この限りではない。

7 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備について必要な事項は、別に定める。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ黒石市協賛取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、黒石市で開催される青の煌めきあおもり国スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の内容は、原則として大会の運営に必要な用具等（以下「協賛物品等」という。）の受け入れによるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会の協賛物品等に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 企業、団体、個人等から協賛の申し出があった場合は、青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛を受け入れた場合は、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他、市実行委員会が適当でないとするもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示をすることができない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等に

ついて、市実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

- (1) 協賛物品等の提供を受けた場合は、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。ただし、贈呈式については、協賛者の意向等を確認の上、対応する。
- (2) 協賛者への謝意の実施基準は、別表第1のとおりとする。

7 協賛者名等の掲載

- (1) 協賛物品等の提供を受けた場合は、市ホームページ等にその旨を記載することができる。
- (2) 市ホームページ等に協賛者名等を掲載する基準は、別表第2のとおりとする。

8 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

9 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取り扱いに関して必要な事項は、別に定める。

協賛物品等(例)

用途		例示品目
大会運営用	物品・備品	服飾用品、携帯電話、パソコン、コピー機、テント等
広報活動用	掲示物	のぼり旗、横断幕、カウントダウンボード等
	印刷物	ポスター、チラシ、ステッカー等
	配布物	タオル、ボールペン、クリアファイル、エコバッグ、ポケットティッシュ、うちわ等
歓迎装飾用	競技会場	看板、プランター、花等
	その他	タペストリー等
おもてなし用	競技会場	飲料水、参加記念品、特産品等
その他		実行委員会との協議によるもの

別表第1

協賛者	総額（相当額）	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・団体等	30万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	10万円以上 30万円未満			事務局長
	10万円未満	礼状	郵送	—
個人	5万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	5万円未満	礼状	郵送	—

別表第2

協賛者	総額（相当額）	ホームページ等	報告書等	協賛物品
企業・団体等	10万円以上	写真及び記事掲載	協賛者名 掲載	掲載可能物品 全てに協賛者 名掲載
	10万円未満	協賛者名掲載		
個人	5万円以上	写真及び記事掲載		
	5万円未満	協賛者名掲載		

備考

- (1) 協賛物品等については、市場価格に金額換算して評価する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議の上、決定する。
- (2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認の上、実施する。なお、時期については、協賛のあった後の直近に開催される総会、又は個別に実施する。
- (3) 同一者から複数回にわたり協賛があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。また、感謝状及び礼状の贈呈については、原則として各1回限りの実施とする。
- (4) 協賛者名の掲載先は、市ホームページ、報告書等、協賛物品等とする。
- (5) 愛称等を使用したフレーズの使用範囲については、商品や商品広告を除く協賛者の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に市実行委員会に内容確認の上、使用することができる。

(例)

〇〇〇 (協賛者名) は、

第80回国民スポーツ大会
青の煌^{きら}めきあおもり国スポ

黒石市開催

競技を応援しています。
競技の協賛企業です。
バドミントン競技会を応援しています。
バドミントン競技会の協賛企業です。

(組み合わせ例)

「〇〇〇は、青の煌めきあおもり国スポ黒石市開催競技を応援しています。」

様式第1号

協賛申込書

年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ
黒石市実行委員会 会長

様

申込者 所在地
名称
代表者名

黒石市で開催される青の煌めきあおもり国スポ及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額(相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日		
その他		

【個人協賛者は、下記にチェックをお願いします】

○「青の煌めきあおもり国スポ黒石市協賛取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。

同意する

○氏名の公表に同意します。

同意する 同意しない

(担当者) 所属

氏名

電話番号

Eメール

様式第2号

協賛受領書

年 月 日

様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ
黒石市実行委員会 会長

黒石市で開催される青の煌めきあおもり国スポ及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額(相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
受領年月日		
その他		

個人協賛にあたっての確認書

青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）への個人協賛にあたっては、青の煌めきあおもり国スポ黒石市協賛取扱要項（以下「取扱要項」という。）及び当該確認書の内容を予めご確認いただき、協賛申込書の同意欄にチェックしたうえで申込みをお願いいたします。

1 個人情報の取扱い

- (1) 「取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- (2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品並びに市ホームページ等に個人の名前を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、実行委員会と協議のうえ決定していくこととなります。
- (3) 市実行委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他の個人情報を協賛の受け入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- (1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる団体等を構成する者ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものでないこと。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ黒石市弁当調達要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、市実行委員会があらかじめ必要数を把握し、関係機関等の協力を得て弁当調達計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次のとおりとする。

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等に斡旋する弁当をいう。

(2) 支給弁当

競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当については競技会の開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については競技会の準備・運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、第80回国民スポーツ大会（青森県）宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

(1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が定める弁当調製施設選定基準に準じて、市実行委員会が定める選考基準に則り、選定する。

(2) 市実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製

施設指定書（様式第1号）を交付する。

8 指定取り消し

指定取り消しは、前項の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を第三者に委託したとき。
- (4) その他、市実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

市実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

様式第1号

弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ
黒石市実行委員会 会長

青の煌めきあおもり国スポ及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ黒石市弁当調製施設選定基準（案）

1 趣旨

この基準は、青の煌めきあおもり国スポ（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選定を行うために必要な事項を定める。

2 対象施設

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (2) 黒石市内に本社又は製造所を有している業者であること。ただし、青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。

3 施設の衛生管理

- (1) 選定時点において、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付衛食第85号）などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (3) 検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く）に対し、競技会開催前の1ヶ月以内に以下の項目について実施すること（赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウイルス）。
- (5) 食品賠償保険等に加入していること。

4 施設の調製能力

- (1) 国スポ時の提供可能数が、1日あたり100食以上であること。
- (2) 前日正午までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時まで市実行委員会が指定した場所に納入が可能であること。

- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 原材料に黒石市産又は青森県産品を積極的に採用する等、黒石市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) メニューの日替わりが5日以上可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 市実行委員会からの要望に応じて、弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (2) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 添加物（アレルゲンを含む。）
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他市実行委員会が指示する表示
- (3) 市実行委員会が指定する日時及び場所に、適切な温度管理のできる方法（保冷車の利用等）にて運搬が可能であり、原則、同日の概ね午後3時までに容器等を回収できること。
- (4) 弁当付属品として、市実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・爪楊枝・お手拭及び持ち運び用袋の提供ができること。ただし、市実行委員会が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 荒天等により国スポ開催が変更又は中止になった場合、市実行委員会の指示に基づく対応ができること。

6 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、弁当調製施設の募集等必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調製についても、必要に応じてこの基準を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ黒石市警備・消防防災業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ黒石市警備・消防防災基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「国スポ」という。）における警備及び消防防災業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施期間

警備及び消防防災業務の実施期間は、青の煌めき黒石市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める国スポ準備期間中及び国スポ開催期間中とする。

3 実施体制

(1) 国スポ準備期間中

警察・消防及び関係機関等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 国スポ開催期間中

ア 青の煌めきあおもり国スポ黒石市実施本部内に警備・消防防災を統括する警備消防班を設置する。

イ 警備消防班は、必要に応じて、競技会場、練習会場、駐車場（以下「競技会場等」という。）に警備消防係を設置する。

4 警備業務

(1) 基本的事項

競技会場等における雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 国スポ開催前

(ア) 競技会場等における警備体制の確立に関すること。

(イ) 実地踏査の実施に関すること。

(ウ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。

(エ) 通信体制の確立に関すること。

(オ) 警備員等の確保に関すること。

(カ) 関係機関等との情報連絡体制の確立に関すること。

(キ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 国スポ開催期間中

(ア) 競技会場等及びその周辺における犯罪の予防に関すること。

- (イ) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関する事。
 - (ウ) 競技会場等での交通誘導警備に関する事。
 - (エ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の競技会場等での誘導及び混雑防止に関する事。
 - (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
 - (カ) 入退場者管理に関する事。
 - (キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
 - (ク) 競技会場等への不法侵入の予防及び施錠確認等の管理に関する事。
 - (ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
 - (コ) 迷子及び遺失物等への対応に関する事。
 - (サ) その他必要な警備業務に関する事。
- (3) 突発重大事案に係る対策
- 突発重大事案が発生し、黒石市において危機対策本部が設置された場合には、当該本部と連携し対応する。

5 消防防災業務

(1) 基本的事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。
- イ 黒石市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 国スポ開催前

- (ア) 競技会場等における消防防災体制の確立に関する事。
- (イ) 競技会場等における消防用設備及び水利等の点検整備に関する事。
- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
- (エ) 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関する事。
- (オ) 競技会場等での避難訓練に関する事。
- (カ) 競技会場等の予防査察に関する事。
- (キ) 関係機関等との情報連絡体制の確立に関する事。
- (ク) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 国スポ開催期間中

- (ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- (イ) 競技会場等の救急救助に関する事。
- (ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関する事。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿が生じた場合は、宿泊市町及び関係機関等と連携し対応する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害が発生し、黒石市において災害対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における警備・消防防災業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ黒石市遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「国スポ」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場及び駐車場等（以下「競技会場等」という。）で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物又は拾得物の届出先は競技会場等の受付案内担当等とし、取扱業務及び一時保管を行う。
- (2) 受付案内担当等は、その日の業務終了までに遺失者が判明しない場合は、競技会場の実施本部総務係へ引き継ぐ。
- (3) 実施本部総務係は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに市実行委員会へ引き継ぐ。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、市実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第4号）を貼付して一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第5号）及び遺失物一覧簿（様式第6号）に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がない場合は、遺失者に対し、遺失物届出書の届出番号を伝えるとともに、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第8号）を受領した後、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。

- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、市実行委員会が拾得物返還通知書(様式第9号)を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 総務担当等は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を市実行委員会に引き継ぐ。この場合において、拾得物の引継ぎは、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に行く必要があることから、この時期を失しないように留意する。
- (2) 市実行委員会は、総務担当等から引き継いだ遺失者が判明しない物件を、拾得の翌日から起算して、7日以内に拾得物届出書(様式第10号)を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 市実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物及び拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

拾得物受理書(控え)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察からあなた宛てに拾得物の通知をすることがあります。

受理番号	第 号									
受理日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分									
拾得日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃									
拾得場所										
拾得者	住所									
	フリガナ									
	氏名									
	電話	自宅 ()	携帯電話 ()							
物件	現金	総額	金額内訳							
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		1,000円		50円		1円	
			5,000円		500円		10円		/	
	2,000円		100円		5円					
物品	品名	特徴等(形状・模様・材質等)					点数			
							点			
拾得者の権利取得		<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 棄権								
拾得者の合意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
拾得物返還通知書送付の希望		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
権利放棄の申告	権 利 放 棄 書									
	上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を放棄します。									
		令和 年 月 日								
		青の煌めきあおもり国スポ 黒石市実行委員会 会長							様	
		拾得者氏名							(自署)	
注1 この預り書は、警察署から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。 注2 拾得者は、拾得物の評価額の5～20パーセントの2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます。(権利放棄された方は該当しません。) 注3 遺失者がわからないときは、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署へ提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに3か月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたがこの物件の所有権を取得できます。(権利放棄された方は、該当しません。)ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。 注4 詳細につきましては、所轄警察へ問い合わせてください。あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、所轄警察署へ届出した翌日から3か月を経過した日から2か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。					上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ 黒石市実行委員会 会長 様 取扱担当者氏名 (自署) ※取扱担当者名のないものは無効です。					

拾 得 物 一 覧 簿

受理 番号	拾得日時	拾得場所	拾得者氏名	物件（種類及び数量）			拾得取扱担当者	備 考
			区 分	現 金	物 品	形状・模様 ・材質等	返還取扱担当者	
	月 日 時 分頃		<input type="checkbox"/> 大会運営関係者 <input type="checkbox"/> 上記以外					1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃							1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃							1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃							1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃							1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃							1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

※上記表中の大会運営関係者（競技会係員、競技会補助金、警備員等の大会運営業務を委託された者等）とは遺失物法第2条第2項で定める施設占有者を指す。

様式第4号

拾 得 物 個 票		
受 理 番 号	第 号	
受 理 日 時	年 月 日 時 分頃	
拾 得 日 時	年 月 日 時 分頃	
拾 得 者		
物 件	現 金	
	物 品	
取扱担当者氏名		

遺失物届出書

届出番号	第 号			
届出日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分	
遺失日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分頃	
遺失場所				
遺失者	住所	〒		
	氏名	フリガナ	電話	
		自宅		
		携帯電話		
物件	現金	(総額)		
			円	
	物品	種類	特徴等 (形状・模様・材質等)	点数
備考				

上記の旨について、誤りがないことに同意します。

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ
黒石市実行委員会 会長 様

遺失者氏名 _____ (自署)

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

※拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合			
連絡日時			
返還取扱担当者		拾得物受理番号	第 号
連絡結果	<input type="checkbox"/> 遺失者本人に連絡	令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 遺失者本人に返還	令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 拾得者への電話連絡	令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知書の送付	令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知希望なし		

遺失物一覽簿

届出 番号	遺失日時	遺失場所	物件（種類及び数量）			受理取扱担当者	備 考
			現 金	物 品	形状・模様・材質等	返還取扱担当者	
	年 月 日 時 分頃						
	年 月 日 時 分頃						
	年 月 日 時 分頃						
	年 月 日 時 分頃						
	年 月 日 時 分頃						
	年 月 日 時 分頃						

様式第8号

年 月 日

委 任 状

【代理人（受取りに来られる方）】

住 所 _____

氏 名 _____

委任者との関係 _____

わたしは上記を代理人と定め、遺失物の受取り及び拾得者への氏名・住所・電話番号の告知の同意に係る一切の権限を委任します。

【委任者（頼む方）】

住 所 _____

氏 名 _____ (自署)

電 話 番 号 _____

様式第9号

第 号
年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ
黒石市実行委員会 会長

拾得物返還通知書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。
なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については次のとおりです。

該当の有無	権利	内容	備考
<input type="checkbox"/>	費用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	※ 物件が遺失者に返還された後1箇月を経過したときは、請求することができません。
<input type="checkbox"/>	報労金	物件の価格の5～20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3箇月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※遺失者に対し、速やかにあなたへ報労金を支払うよう説明してありますので、この通知書より先に遺失者から連絡がある場合がありますので、申し添えます。

※遺失者の氏名及び住所を知りたいときは、下記にお問い合わせください。

青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会
（黒石市教育委員会文化スポーツ課内）
所在地：黒石市大字内町24番地1
電話番号：0172-52-2111

拾得物届出書

警察署長 様

住所 黒石市大字内町 24 番地 1
 事務所名 青の焔^{きら}めきあおもり国スポ
 代表者名 黒石市実行委員会 会長
 担当者氏名 事務局
 電話番号 0172-52-2111

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、青の焔めきあおもり国スポ黒石市実行委員会は一切の権利を譲渡します。受理会場

拾得 受理番号	物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	拾得及び交付日時・場所	備考
	現金 (内訳)	物品				
	円 (内訳) 円 × 円 × 円 × 円 ×		氏名： 住所： 電話：	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時： 年 月 日 時 分 拾得場所： 交付日時 年 月 日 時 分 交付場所：	
	円 (内訳) 円 × 円 × 円 × 円 ×		氏名： 住所： 電話：	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時： 年 月 日 時 分 拾得場所： 交付日時 年 月 日 時 分 交付場所：	

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ黒石市売店設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ黒石市観光・接伴基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の利便性に配慮するとともに、青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

競技会場（スポカルイン黒石）に設置する。

3 設置期間

原則として、競技開始日から競技終了日までとする。

4 開設時間

原則として、開会行事又は競技開始の1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり20㎡以内とする。ただし、市実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 設備備品

次に掲げるものについては、市実行委員会が準備し、その他必要な設備等（テント、発電機、給排水設備等）は出店者が準備する。なお、市実行委員会に許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて所轄消防署に届け出るとともに、出店区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

(1) 長机6台以内

(2) 椅子4脚以内

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ記念グッズ
公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く）
 - ア 製造加工品
食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。
 - イ 現場調理品
あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を受けているもの。
- (5) 宅配便
- (6) その他、市実行委員会が特に必要と認めたもの。

8 出店者条件

売店の出店者は、次の各号のうち該当する全ての条件を満たす者とする。

- (1) 原則として、市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。
ただし、次に該当するものについては、この限りではない。
 - ア 第75回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会又は競技別リハーサル大会に出店実績がある者
 - イ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者
 - ウ その他市実行委員会が認めた者
- (2) 競技期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。
- (3) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (4) 法令等の違反により、申請時点において過去1年間に営業停止等の処分を受けていないこと。
- (5) 飲食物を販売する出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒等の事故歴がないこと。
- (6) 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。
- (7) 申請時点において、市税（黒石市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び同条第 6 号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

9 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第 1 号）
- (2) 売店概要書（様式第 2 号）
- (3) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第 3 号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- (5) 売店責任者及び従事者の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し）
- (6) 黒石市税の納税（完納）証明書（写し可）
- (7) 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）

10 経費負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、市実行委員会が別に定める出店料を負担する。出店者は、市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第 5 号）を提出し、承認を受けなければならない。市実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第 6 号）により通知する。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者施設等」という。）
 - イ 国又は地方公共団体
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、市実行委員会が特に認める者
- (4) 既に納付された出店料は還付しない。ただし、特別な理由があると市実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の選定

市実行委員会は、第 8 に規定する申請があったときは、この要項に基づき、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産品の P R 等を考慮した上で、出店者として選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定する。ただし、これによりがたい場合は抽選により選定する。

- (1) 黒石市内の事業者等
- (2) 売店の販売品目に係る業種別競技会、連合会、協同組合等の団体
- (3) 障害者施設等
- (4) その他、市実行委員会が適当と認める者

12 売店許可決定通知書及び出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第 7 号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第 8 号）を交付する。

13 保健所への届出

飲食店営業許可を必要とする出店者は、売店許可決定通知書を受領後、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、市実行委員会の指示に従い、売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。

- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売（試飲を含む。）及び無償での提供を行うこと。ただし、飲食の無償提供を行わず、郷土特産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物品等を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) その他国スポの運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

16 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 飲食物を販売する売店にあっては、出店区画内にゴミ箱を設置し、容器、食べ残り等を回収する販売方法をとること。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が別途交付する駐車許可証を掲示し、販売品等の搬入搬出及び陳列は、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (7) 市実行委員会が別途交付するADカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心がけること。
- (9) 調理等に必要な電気、ガス及び水については、各自で準備すること。
- (10) 飲食物を販売する場合は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために売店の撤去等を指示した場合には、その指示に従うこと。
- (12) その他関係法令等を遵守し、施設管理者および市実行委員会の指示に従うこと。

17 管理運営

売店における販売品等の管理は、出店者が責任を負い、火災や盗難その他不可抗力による災害に対しては、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

18 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したとき、売店責任者は初期対応にあたるとともに、直ちに実施本部に報告し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告し、その指示に従うものとする。

19 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他市実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

20 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに販売品等を搬出し、原状回復をしなければならない。出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営及び募集に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

売店概要書

商号又は名称				
代表者役職名・氏名				
所在地	〒			
連絡先	TEL:	FAX:		
出店担当者	氏名:	TEL:		
業種				
主要取扱品目	スポーツ用品・国スポ記念グッズ・郷土物産品 飲食物・宅配便・その他()			
国スポ等出店実績	あり() 国スポ(国体) / 大会) ・ なし			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した許可等の種類	種類	番号		
	取得年月日	年 月 日		
過去1年間法令等違反処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生事故歴の有無	有 ・ 無	
火気器具等の使用の有無		有 ・ 無		
販売品目価格等一覧				
No.	商品名	数量	販売価格 (税込/円)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※欄が足りない場合は、別紙(任意様式)に追加してください。

様式第3号

売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称

1 売店従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

※売店責任者の本人確認書類（免許証等公的機関が発行したもので顔写真のあるもの）の写しを添付してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有・無	
		有・無	

※車両の種類には、「2tトラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※キッチンカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を備考欄に記入してください。

※キッチンカーにて販売を行う場合は、駐車場を使用できませんので、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

3 持込備品一覧表

備品名	規格等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機やホットプレート等）

※火気や電気を使用する場合は、1店舗につき、原則各1本の消火器を設置して下さい。

様式第 4 号

年 月 日

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ
黒石市実行委員会 会長 様

申請者

住 所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

誓約書兼承諾書

青の煌めきあおもり国スポへの売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁等に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、青の煌めきあおもり国スポ黒石市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものではありません。
- 3 販売品目の販売において、法令等に違反して、過去 1 年間に処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去 3 年間に食中毒等における行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属：

担当者氏名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

様式第 5 号

年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ
黒石市実行委員会 会長 様

申請者

住 所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

売店出店料免除申請書

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会が運営する競技会場の売店出店料について、青の煌めきあおもり国スポ黒石市売店設置運営要項第 9 項第 3 号の規定に基づき免除申請します。

1 出店会場 スポカルイン黒石（競技名：バドミントン）

2 免除理由（該当項目の左欄に○印を記入）

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	その他（ ）

様式第 6 号

第 号
年 月 日

様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ
黒石市実行委員会 会長

売店出店料免除決定通知書

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会が運営する競技会場の売店出店料について、青の煌めきあおもり国スポ黒石市売店設置運営要項第 9 第 3 号の規定に基づき下記のとおり免除します。

記

- 1 出店会場 スポカルイン黒石（競技名：バドミントン）
- 2 免除額 _____ 円
- 3 免除理由

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	上記に掲げるもののほか、市実行委員会が適当と認めた者

【問い合わせ先】

〒036-0306 黒石市大字内町 2 4 番地 1

青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会事務局

（黒石市教育委員会文化スポーツ課内）

担当：

TEL：0172-52-2111（内線 _____） FAX：0172-52-3777

Mail：kuro-sports@city.kuroishi.aomori.jp

様式第8号

第 号
年 月 日

様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ
黒石市実行委員会 会長

売店出店許可証

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会が運営する競技会場の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者役職名・氏名	
所在地	
出店許可会場	スポカルイン黒石（競技名：バドミントン）
出店許可期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
販売許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、青の煌めきあおもり国スポ黒石市売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。